戸木小学校いじめ防止基本方針

１　いじめの防止等の対策に係る基本的な考え方

（１）いじめの定義

いじめ防止対策推進法では、「いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

個々の行為がいじめであるかどうかについては、表面的・形式的に判断することなく、いじめられた児童の立場に立って行います。その際には、いじめられた児童や周辺の状況等の客観的な事実確認も行います。また、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するとは限らず、状況によっては、学校は、「いじめ」という言葉を使わずに指導するなど、柔軟な対応による対処も行います。ただし、いじめと判断する場合には、事案を校内のいじめ問題対策委員会へ情報共有します。

具体的ないじめの態様には、例えば次のようなものがあります。

ア　冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
イ　仲間はずれ、集団による無視をされる。
ウ　軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
エ　ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
オ　金品をたかられる。
カ　金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
キ　嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
ク　パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

なお、こうしたいじめの態様の中で犯罪行為として取り扱われるべきものについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を図ります。

（２）いじめの防止等の対策に係る考え方

本校では、以下の基本的な考え方に沿ったいじめの防止等の対策を推進します。

ア　いじめは、人権侵害であり人として決して許される行為ではありません。
イ　いじめは、どの児童にも起こり得るものであり、また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ます。
ウ　いじめを受けた児童や通報した児童の安全を徹底して守ります。
エ　嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」であっても見逃すことなく対応します。
オ　「観衆」として、はやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払いながら、いじめを許さない集団づくりに努めます。
カ　いじめは、関係機関や学校、家庭、地域など社会総がかりで取り組むべき問題です。
キ　いじめの件数が増えることのみを問題視するのではなく、積極的にいじめとしてとらえて解消を図ることが重要です。

２　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

（１）組織の名称

いじめ対策委員会

（２）組織の構成

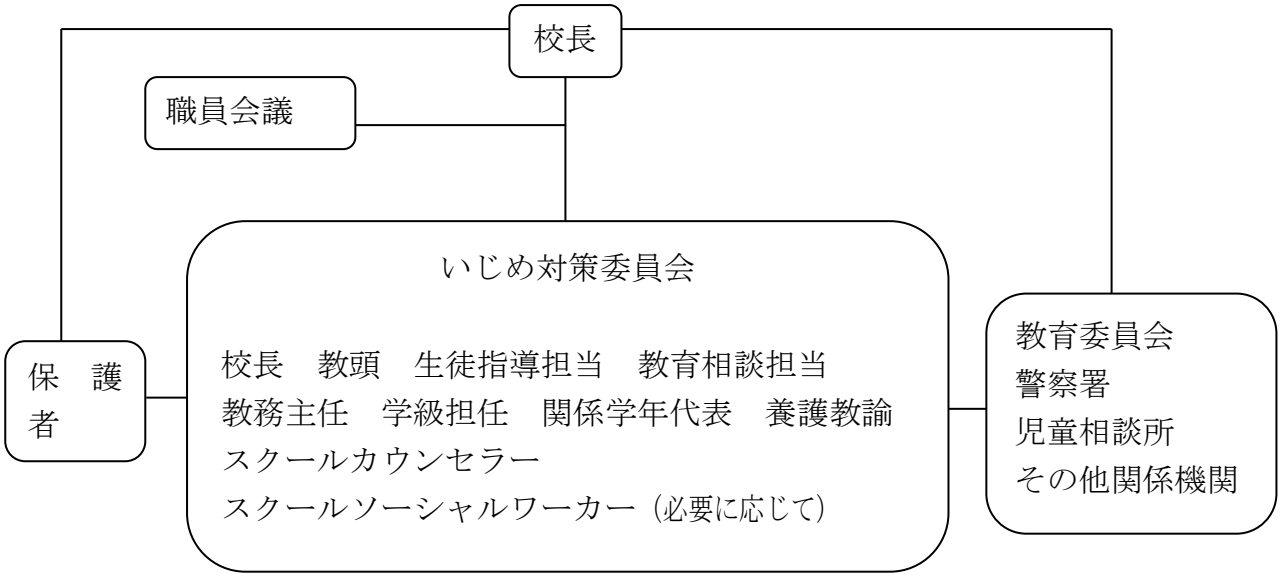

（３）組織の役割

いじめの防止のための取組や計画の作成・実行・検証をします。

いじめを発見した場合、関係機関と連携し、早急に対応します。

いじめを初めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行い、全教職員の共通理解を図ります。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

３　いじめの防止等の対策のための具体的な取組

（１）いじめの防止

ア　いじめについての共通理解

（ア）いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、全教職員の共通理解を図ります。

（イ）児童に対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。

イ　いじめに向かわない態度・能力の育成

（ア）学校の教育活動全体を通じて、児童の社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を養います。

（イ）児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

ウ　いじめが生まれる背景と指導上の注意

（ア）いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一

人を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくこと、児童の人間関係を把握して一人一人が活躍できる集団作りを進めていくことが求められます。

（イ）ストレスに適切に対処できる力を育むことも大切です。

（ウ）教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

エ　自己有用感や自己肯定感を育成

（ア）全ての児童が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努めます。

（イ）自己肯定感を高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを積極的に設けます。

オ　児童自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

（ア）児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進します。

（イ）その際、全ての児童が取組の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかどうかをチェックするとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心がけます。

（２）早期発見

ア　いじめの実態を把握するための取組

（ア）日常的な児童への目配りや生活ノート(連絡帳)等のやり取りを通して、交友関係や悩み等の情報の把握に努めます。

（イ）学期に１回以上のいじめアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組みます。

（ウ）抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や相談室の利用、電話相談窓口について広く周知します。

イ　保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、児童の情報交換ができるようにします。

（３）いじめに対する措置

ア　いじめの発見・通報を受けたときの対応

（ア）いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。いじめの疑いがある行為には、早い段階から適切な関わりを持つことが必要です。いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することも必要です。

（イ）発見・通報を受けた教職員は、「いじめ対策委員会」で直ちに情報を共有します。その後、当該組織が中心となり、速やかにいじめの事実の有無の確認を行います。事実確認の結果は、校長が責任を持って津市教育委員会、被害加害双方の保護者に連絡します。

（ウ）いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校は

ためらうことなく所轄警察署と相談して対処します。児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報します。

（エ）課題の改善に向けた取組を進めるうえで、学校だけでは解決が困難な事案については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士等、多様な専門的職種とネットワークを構築し、チームで対応します。

イ　いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行います。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、いじめられた児童の安全を確保します。いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図ります。状況に応じて外部専門家の協力を得るようにします。

ウ　いじめた児童への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとります。事実関係が確認できたら、迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。

いじめた児童へは、自らの行為の責任を自覚させます。なお、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮します。いじめの状況に応じて、特別の指導計画による指導のほか、関係機関との連携による措置も含め毅然とした対応をします。

エ　いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、いじめに加担する行為であることを理解させます。学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をします。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであると考えます。

オ　ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取ります。その際、必要に応じて関係機関の協力を求めます。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求めます。

学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらにつ

いての理解を求めていきます。併せて、ネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取り組みについても周知します。

カ　いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも以下の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とします。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

キ　いじめの認知件数が零の場合について

学校において、毎年実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の集計過程で、いじめの認知件数が零であった場合は、当該事実を児童や保護者向けに公表し、検証を仰ぐことで認知漏れがないか確認します。

ク　児童の主体的な取組について

児童がいじめを行わない、かついじめを傍観しないよう、児童が自らいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止に向けた取組を進めます。

４　重大事態への対処

（１）重大事態とは

ア　いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき。

イ　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるとき。

（２）発生時の対応

ア　重大事態が発生した場合、津市教育委員会を通じて、津市長へ事態発生について報告します。

イ　調査の主体、組織、方法等の指示を津市教育委員会から受け、「いじめ問題対策委員会」を中心に調査を行います。

ウ　必要に応じて，津南警察署、津市こども支援課、中勢児童相談所、津市青少年育成市民会議等の必要な関係機関や組織に調査への協力要請を行います。

エ　津市教育委員会が調査の主体となる場合は、津市教育委員会に設置された附属機関「津市いじめ対策会議」が行います。

５　保護者，地域等との連携

（１）保護者の役割

保護者は、子どもの人格形成に第一義的な責任を有しており、いじめの問題の解決のために極めて重要な役割を担っています。いじめの問題を解決するためには、各家庭において、いじめの問題の持つ重さと保護者の教育的役割の重要性を再認識するこ

とが強く求められます。

家庭は、何でも率直に語り合える深い信頼関係で結ばれた親子関係によって支えられた、子どもにとって真にやすらぐことのできる場所でなければなりません。そのためには、子どもの日常生活に十分に目を配るとともに、子どもと一緒にいる時間や話す機会を持つなど子どもを理解しようと努めることがまず大切です。また、狭い尺度で子どもを評価せず、広く大きな視野から子どもの成長を温かく見守り、その子どもの持つ特性・個性を十分に伸長するよう、手を差しのべていくことが必要です。

（２）地域の役割

ボランティア活動や地域における行事等に親子で積極的に参加することによって、共通の体験を通じて親子の絆が強まり、信頼関係が深まるとともに、子ども自身の生活体験や人間関係がより豊かなものとなることやルールをきちんと守ることが期待されます。さらに、これらの行事への参加を通じて、地域における保護者同士の連携の強化や、子育てに関する情報交換等の効果も期待されます。

（３）学校・保護者・地域が一体となった取組

いじめの問題については、問題を学校のみで解決することに固執することなく、必要に応じ家庭や地域と共同して解決を図る姿勢が重要です。学校と家庭・地域との間には、児童の豊かな成長発達を中核に据えて、真の連携協力関係が築かれることが大切です。したがって、学校においては、「地域に開かれた学校」の観点に立ち、日頃から、学校の活動状況等について家庭や地域に対して理解を求める工夫を行うとともに、いじめの行為やこれに関連すると思われる児童の学校外における行動等に関し学校に寄せられる情報に対し、誠意のある対応を行うことが必要です。

令和７年４月改定